

忠岡町総合計画審議会条例

昭和 49 年 3 月 13 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、忠岡町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、忠岡町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会議員 6 人以内

(2) 学識経験を有する者 10 人以内

(3) 公募住民 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、審議会の議事に關係のある行政機関の職員及び関係人の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、町長公室において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(報酬及び費用弁償等条例の一部改正)

2 報酬及び費用弁償等条例（昭和 28 年忠岡町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条第 1 項中、公立忠岡病院運営審議会委員の次に「忠岡町総合計画審議会委員」を加える。

別表第 1 の末尾に

区分	報酬額
忠岡町総合計画審議会委員	日額 2,000 円

」

を加える。

附 則（昭和 56 年 5 月 29 日条例第 10 号抄）
(施行期日)

1 この条例は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 30 日条例第 15 号）

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 12 日条例第 1 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 5 日条例第 1 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 5 日条例第 1 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 5 月 6 日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 16 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 11 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。